

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県竹原市長

## 公表日

平成27年9月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び、幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨            ②新生児の訪問指導の実施            ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨            ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査            ⑤母子健康手帳の交付に関する事務            ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨            ⑦低体重児の届出の受理又は届け出に係る事実の審査            ⑧未熟児の訪問指導の実施            ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二            (情報提供事務)            第26, 56の2, 87項            (情報照会事務)            第70項            番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令            (情報提供事務)            第19, 44条            (情報照会事務)            第39条            上記、番号法別表第二における情報提供および情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民健康課
②所属長	市民健康課長 森重美紀
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7719
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 市民健康課 健康対策係 広島県竹原市中央三丁目14番1号 (0846)22-7157

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

